会 費 規 程

(目的)

第1条 本協会は、定款第10条により会費に関する規程を次のとおりとする。

(会費)

第2条 正会員は、県内で営む事業所毎、業種毎に次に定める均等割額と取扱割額を合計した会費 を納入しなければならない。

業種別	小売業		卸売業	製造業(充填所)	LP ガススタンド業
均等割額	30,000 円/年		30,000 円/年		30,000 円/年
取扱割額	100 円×簡易ガ ス含む家庭業務 用年間り数	30 円×工業 用年間 ^ト >数	100 円×年間 卸売 トン数	30 円×年間充填 by数	40 円×年間販売 ½数
会費上限	100,000円		100,000円		100,000円
支部	小売支部		卸売支部		自動車支部
	地域支部(17 支部)		業種支部(2 支部)		

- 2 均等割額は営業所及び支店が複数ある場合、また、業種に属する場合、それぞれ同額とする。 なお、毎年4月1日現在の登録状況に応じて、次の内容を均等割額から割引く(協会割)。
 - (1) ペーパーレス割; 定期発送物等発送物をメールのみ(3,000円/1事業所)
 - (2) 災害対策割;協会との委託契約等締結事業所(2,000円/1契約毎)
- 3 取扱割額は、各業ごとに百円単位を切上げ千円単位とする。また、小売業は、家庭業務用と工業用を合算し、卸売業と製造業は、卸売用と充填用を合算する。 なお、算定データは、前年度の LP ガス賠償責任保険付保数量等を基準とする。
- 4 賛助会員は、関連団体又は関連業者毎に会費年額 20,000 円以上を納入しなければならない。

(会費の事業費配賦)

第3条 会費は、公益目的事業のために5割以上、残余はその他の事業及び管理費用のために配賦 するものとする。

(納入方法)

第4条 会費は協会が発行した請求書による金額を納入するものとする。

(納入時期)

第5条 会費は、6月、10月の2回に分けて各半年分を前納するものとする。但し1年分を前納することをさまたげない。

(新入会員の会費)

第6条 年度の中途で入会するものは、次により会費を納入する。

- (1) 9月末日までの入会者は一年分全額
- (2) 10月以降の入会者は下半期分

(支部還付金)

- 第7条 協会は支部を経て支部会員の全員分が納入されたときは、その 15%を上限に支部活動費 として当該支部に還付する。
- 2 特別の事由が生じたときは、理事会の議を経て還付金の額を変更することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附記

本規程は、昭和49年4月1日から実施する。

本規程は、昭和 59 年 5 月 25 日改定する。(支部還付金を 30%から 20%に変更。但し、早期納入の場合には 3%(5%から)を還付することとする。: 通常総会議案ではなく、予算書予算額にて承認)

本規程は、昭和 60 年 5 月 27 日改定する。(会費月額の変更 ; (従前) 特級 4,000 円,1 級 2,000円,2 級 1,500円,3 級 1,200円,4 級 1,000円: 通常総会)

本規程は、平成14年1月22日改定する。(早期納入還付金を廃止する。)

本規程は、平成20年11月11日改定する。(暫定的全面改定する。)

本規程は、平成 22 年 10 月 15 日改定する。

本規程は、平成25年3月14日改定する。

本規程は、平成 26年5月21日改定する。

本規程は、令和2年5月21日改定する。

本規程は、令和3年5月19日改定する。

本規程は、令和6年5月27日改定する。